

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第31号）（建設局都市整備部市街地整備課）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）の趣旨を踏まえ、成年被後見人及び被保佐人を市街地再開発審査会の委員となることができない者とはしないこととしました。
- 2 整備法の施行により土地区画整理法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、令和元年11月13日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第31号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する条例

（京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第1条 京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「はかる」を「図る」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第14条中「又は第3号」を削る。

（京都都市計画安寧地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第2条 京都都市計画安寧地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第14条中「又は第3号」を削る。

（京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第3条 京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第15条中「又は第3号」を削る。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伏見西部第一地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第4条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伏見西部第一地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第14条中「または第3号」を削る。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正）

第5条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第1項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項前段及び第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)